

処 分 基 準

(部局名) 環境農政局 (処理室課所) 農地課 (地域県政総合センター)

24 (16)	違反転用に対する行政代執行	農地法第51条第3項 (昭和27年法律第229号)
------------	---------------	------------------------------

農地法第51条第3項の処分に当たっては、次の基準を考慮して処分を行う。

- 1 平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」別添「7 法第51条及び第52条の4関係(3) 法第51条第3項の規定による処分の基準」
- 2 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第15 法第51条及び第52条の4関係 2 法第51条第3項の規定による処分の基準」